

平成27年12月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	平成27年12月7日(月)
会 議 場 所	川里農業研修センター 集会室
開 会 日 時	平成27年12月7日(月) 午前 8時59分
散 会 日 時	平成27年12月7日(月) 午後 2時24分
委 員 長	坂本 国広
委員会出席 委員	
委 員 長	坂本 国広
副 委 員 長	市ノ川徳宏
委 員	阿部 慎也 秋谷 修 永沼 博昭 細川 英俊
委員会欠席 委員	なし
委員外議員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	件 名	審査結果
第93号	鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例	原案可決
第94号	市道の路線の廃止について	原案可決
第95号	市道の路線の認定について	原案可決
第98号	平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第99号	平成27年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第101号	平成27年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第102号	平成27年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決

委員会執行部出席者

(都市整備部)

都市整備部長	武 藤 幸 二
都市整備部副部長	吉 田 憲 司
都市整備部副部長	奥 広 文
都市整備部参事	島 田 友 光
都市計画課長	大 塚 泰 史
建築課長	白 井 邦 昌
市街地整備課長	中 井 誠
市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長	神 田 英 昭
市街地整備課副参事	清 水 千 之

(建設部)

建設部長	小谷野 幹 也
建設部副部長兼道路課長	田 沼 文 男
道路課副参事	小 山 薫
工事課長	原 口 正

下水道課長
水道課長
吹上支所長
川里支所長

金 井 利 明
小 峰 栄 一
田 島 好 夫
鵜 飼 能 志

書 記 森 田 慎 三
書 記 竹 井 豊

(開会 午前 8 時 5 9 分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。阿部慎也委員と秋谷修委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第93号 鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例、議案第94号 市道の路線の廃止について、議案第95号 市道の路線の認定について、議案第98号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分、議案第99号 平成27年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第101号 平成27年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)、議案第102号 平成27年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第1号)の議案7件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第94号及び95号を一括して議題とし、執行部から説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。そのほかの議案については、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、この議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

それでは初めに、議案第94号及び95号について一括して執行部の説明を求めます。

(建設部副部長兼道路課長) おはようございます。よろしく申し上げます。それでは、議案第94号 市道の路線の廃止、7路線(P3「6路線」に発言訂正)についてご説明申し上げます。

それでは、図面ナンバー1をごらんいただきたいと思います。これは、1級河川荒川左岸側の堤防拡幅事業における国の市道用地買収などに伴い、3路線を廃止するものでございます。

まず、市道 A—3020号線でございますが、起点を鴻巣市糠田字未新田四の割1059番地先とし、終点を同1252番1地先とします幅員2メートル、延長1,005.50メートルの路線でございます。

次に、市道 D—507号線でございますが、起点を鴻巣市糠田字未新田四の割1321番1地先とし、終点を同1327番地先とします幅員1.6メートル、延長93.5メートルの路線でございます。

次に、市道 D—508号線でございますが、起点を鴻巣市糠田字未新田四の割1297番1地先とし、終点を同1315番地先とします幅員2.1メートル、延長45メートルの路線でございます。

次に、図面ナンバー2をごらんいただきたいと思います。これは、開発事業に伴い、認定を廃止するものでございます。市道 B—757号線でございますが、起点を鴻巣市松原4丁目4693番地先とし、終点を同4692番1地先とします幅員1.82メートル、延長71.17メートルの路線でございます。

次に、図面ナンバー3をごらんいただきたいと思います。これは、認定を廃止し、市有財産を売却するものでございます。

初めに、市道 G—521号線でございますが、起点を鴻巣市寺谷字大芝耕地306番1地先とし、終点を同304番地先とします幅員1.26メートル、延長5.96メートルの路線でございます。

次に、図面ナンバー4をごらんいただきたいと思います。これも認定を廃止し、市有財産を売却するものでございます。市道吹2394号線でございますが、起点を鴻巣市小谷字三耕地1883番地先とし、終点を同1883番地先とします幅員2メートル、延長15.9メートルの路線でございます。

以上、6路線を廃止するものでございます。

続きまして、議案第95号 市道の路線の認定、3路線についてご説明申し上げます。議案及び本日お配りさせていただきました参考資料の公図の写しもおわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、図面ナンバー5をごらんいただきたいと思います。まず、先ほどの1級河川荒川左岸の堤防拡幅事業における国の市道用地買収に伴い廃止した一部を認定するものでございます。まず、市道 A—3062号線で

ございますが、起点を鴻巣市糠田字未新田四の割1334番1地先とし、終点を同1255番5地先とします幅員2メートル、延長572.4メートルの路線でございます。

次に、図面ナンバー6をごらんいただきたいと思います。これは、開発事業による道路の帰属に伴い、認定するものです。市道B-528号線でございますが、起点を鴻巣市松原4丁目4693番2地先とし、終点を同4695番4地先とします幅員4.5メートル、延長120.59メートルの路線でございます。

次に、図面ナンバー7をごらんいただきたいと思います。これも開発事業による道路の帰属に伴い、認定をお願いするものでございます。市道H-222号線でございますが、起点を鴻巣市鴻巣字沼田1044番9地先とし、終点を同1044番16地先とします幅員5メートルから5.62メートル、延長77.95メートルの路線でございます。

以上、3路線の認定をお願いするものでございます。

なお、今回認定する開発道路2路線につきましては、補修などを要する場合は建築物などがある程度できた時点で補修を行うことで開発事業者との調整は事前に済んでおりますので、ご報告させていただきます。

済みません。訂正させていただきます。先ほど議案発言のほうで7路線とございましたが、議案のほう6路線ということで……廃止ですね、申しわけございません。廃止のほうでございますが、発言7路線ということをお願いしましたが、議案のほう6路線ということで訂正させていただきます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時09分)



(開議 午前11時45分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第94号及び95号について質疑を求めます。質疑はありません。

んか。

(細川) では、議案第94号の市道の路線の廃止についてということで、資料等々出ていませんので、改めて確認をさせていただきます。G-521号線と吹2394号線、市有財産売却処分に伴う廃止ということで、おのおの売却単価、それから売却価格のほうを教えてください。

(建設部副部長兼道路課長) 初めに、G-521号線でございますけれども、払い下げ単価につきましては1平米当たり1万210円でございます。

もう一方の吹2394号線ですか、これは1平米当たり1万5,300円ということをも管財担当のほうから伺っております。

売り払い価格総額でございます。先ほど言いましたG-521号線、これにつきましては5万1,050円です。もう一方の吹2394号線でございますけれども、61万2,000円ということをも伺っております。

(委員長) マイクを近づけて。

(建設部副部長兼道路課長) 総額をもう一回言わせていただきます。G-521号線、これが5万1,050円でございます。もう一方の吹2394号線でございますが、61万2,000円でございます。

(永沼) 議案第95号でございますが、新しくできた開発で認定道路、なっておりますけれども、こういったところの防犯灯というのはついでにつけるということができないものなのかどうか、ちょっとそれを伺いたいなど。

(道路課副参事) 防犯灯につきましては自治文化課が担当しておりますけれども、開発にあわせて、建柱といって電柱を立てた後、業者と交渉しまして、ここは奥行きがあるとか曲がり角があるという場合はお願いして設置してもらおうのが……ですから、お願いして設置してもらおうと、こういうふうになっております。

以上です。

(秋谷) 認定のほうでH-222号線ですか、道路部分がインターロッキングというのですか、あれになっているのですけれども、例えば今後市に管理が移管されますよね。問題は、その後のメンテナンスについてなのですが、一応市と事前に協議して、ああいう道路形状になったという

お話でしたが、維持管理費としてはどうなのでしょう。あのああいう状態で、見ばえはきれいなものを移管してもらえるとさえももらえるのだけれども、後々の維持管理においては、費用的には高くなってしまっているのではないのかなと何となく感じたのですが、どうでしょうか。

（建設部副部長兼道路課長）議員さんおっしゃるとおり、ランニングコストとすれば、長い目で見れば多少余計かかるのかなというふうには思っておりますけれども、やはりまちの景観というものを開発事業者は重視したということで、そういったことも、市のほうも景観というものも一つ考慮した中では、やはりランニングコストというより景観のほうということを考えまして、協議のほうはあのような整備を行ったということでございます。

以上でございます。

（秋谷）売るほうの業者さんは、そういうきれいな見ばえのいいのをつくってあげたほうが、例えば販売するに当たっては、ある意味メリットになるわけではないですか、売るほうはね。それはいいと思うのです。ただ問題は、我々のほうは、広く薄く皆さん方から集めている税金を使って、ある一部の人たちのために高いものを使ってしまうことになるのではないですか。そう考えると、ほかのところも、ではみんなインターロッキングしてくれという話にならざるを得ないです。例えばここはその分譲のときに移管されたからこういうものになったけれども、ほかのところはそうではないからごめんなさいということになるわけでしょう。ただ、変ではないですか。だって、そっちにだって同じ税金、こっちにだって同じ税金でメンテナンスしていくのだから。売るほうのメリットにはなるでしょう、きれいだからね。そのあたりはどう考えたらいいのでしょうか。

（建設部副部長兼道路課長）これにつきましては市内でも、市でインターロッキング整備して、町並み、町なかの調和のとれた景観を形成していくということからして、ひなの里通りとかシンボルロード的なものは実際行っております。しかしながら、この町なかでもどちらかというところの多くない、幹線道路に該当しないような、大型車が通るようなと

ころでない、本当に市民の生活の生活道路というものからすれば、やっぱり景観も非常に大事なものかなと。また、ランニングコストと申しましても、そんな大型車が通るということでもないですから、やはり地域にお住まいの方が、あるいは周辺の方が多少利用するというので、老朽化というものはそんなには進まないのかなと。行く行くはコスト的には、修繕等が発生すれば多少は余計かかるというのは、これは現実のものでございますけれども。

以上です。

（秋谷）例えば鴻巣の駅からひなの里までのインターロッキングについては政策的なものでしょう、市としての。要は鴻巣に来たお客様をうまく導いて誘導するための政策的なものではないですか。それで、今のお話でいうと、では今後もしほかの開発の業者の方々が、そういうのは鴻巣が引き受けてくれるのだったら、これは売るには売りやすいなど、どんどん、どんどん、逆に言ったらそういう方向に持っていくのですか。今の話だと、環境、見た目の景観を重視して、そういうのもいいですよという話ではないですか。今度新しいほかの業者が開発していくに当たって、では見た目を考えてどんどん、どんどん、そういうことをやっていくと、道路の維持補修費というのはどんどん、どんどん上がっていくのではないのですか、もし景観が大事という一言で済ますならね。ただ、そういうお話ですよ、答弁が。それでいいの。

（建設部副部長兼道路課長）これは、築造する場合は相当なコストがかかっている。今後そういうところというのは、まずそんなには出てこないと思うのです。幹線道路であるとか開発エリアの中の主要な道路部分についてはそのような形、インターロッキングとか、景観というより実際の使用のことを考えますと、通常の舗装を指導するような形になるのかなというふうに思っております。その使い勝手に、将来的な利用の状況によって、そのような区別というか、そういうのができるのかなというふうに私は考えています。

（建設部長）今のご質問の現場については、ライフラインについても水道、ガス、下水、全て入ってしまして、例えばそこが長年の経年劣化に

よってというの、しばらくかかると思うのです。一番なのは、そういう取り出しや何やらが出て切り刻まれると非常に悪くなる原因の一つなのですが、今きれいに全部入った中で、当分の間は掘り返しはないだろうということで考えていまして、地盤条件的にもかなり前から盛り土してあって圧密されているだろうしという考えもあった中で、業者のほうから申し入れがあったので、景観も含めた中で市のほうでランニングコスト、維持管理でかかるかという部分については当分の間は今のこの協議した組成でいけば、先ほど課長言っていました、大型車も通ることもないですし、掘り返しもないという中で、どこでもというのではなくて、そういう条件がそろっていれば可能かなというふうに私ども考えていまして、そういったことで当分の間は維持管理は、掘り返しもないでしょうし、維持管理コストはかかってこないのかなというふうには考えております。

（阿部）私もそのことについて質問しようと思っていたのです。こういう道路の場合、やっぱりどこかで線引きをしないと、それこそどんどんそれが過熱して行って、これから、では全部インターロッキングにかえて、今度は御影石だとか、ではうちのほうは大理石だというようなことになったとしたら、これはもう天井知らずでもって幾らでも行ってしまふ。だから、どこかで線引きをしなければいけないと。だから、平米当たりのコストがこの単価より下回るものということでこれから執行部のほうも協議して、ある程度の線引きをする必要があるのではないかなというふうに思うのです。その辺についてどうですか。

（建設部副部長兼道路課長）今回のところについては、事業者のほうでは売りやすいというのが1つあったと思うのです。しかしながら、ほかの業者からまず出てくるということは非常に、なかなかコストもかかりますから、築造するときにはかなり、今までの舗装の組成というのがありまして、開発に伴って整備する基準がありまして、その組成の上にさらにインターロッキングということで整備しているので、相当なコストはかかっている。長い将来にわたってはコストも発生すると思うのですけれども、議員さんがおっしゃったように、その辺の線引きについては今

後ちょっと研究させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

(阿部) それこそ高額所得者の住む地域だとか、そういった場所を今度開発するといったときに、もっともっとそういう、先ほど申し上げたように、路面についても過熱する可能性がある。それこそ御影石でつくるのだとか何だとかといって見かけのいいものをやられた分には、それで、はい、あとは市のほうにお願いしますと言われた分には、これ市のほうとしても、これは対応し切れなと思う。だから、確実に平米当たりのコストはこのぐらいまでのものに限るという線引きが必要だというふうに私は思います。ですから、今後重要な問題としてしっかり内部で協議していただいて、一日も早い結論をいただきたいと、このように思っておりますが、どうですか。

(建設部副部長兼道路課長) ちょっと繰り返しになってしまいますけれども、確かに余り過熱し過ぎた路面をやるという、非常に考えにくいところなのですけれども、今後研究させていただければと考えております。以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第94号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後零時02分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第93号 鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(都市計画課長) それでは、議案第93号 鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、上谷総合公園のサッカー場において夜間の利用拡大を図ることを目的として、夜間照明施設を新たに設置することから、当該夜間照明施設の利用料金を新たに規定するものです。夜間照明施設を新たに設置することに伴い、同条例の別表第4の上谷総合公園サッカー場利用料金の表中のサッカー場の下に、附属設備の夜間照明、全面30分700円、半面30分350円を加えたものに改め、その附帯事項や施行の日、またその準備行為について定めております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(細川) それでは、1点ご質問させていただきます。

本会議の際、この利用料金の算定の根拠ということで消費電力、それから近隣とのバランス、利用率等々勘案した結果としてこの金額になったということでの説明があったのですけれども、まず消費電力だとか、利用されなければ意味がないので、近隣とのバランスをとったりという

ことは理解できるところではあるのですけれども、利用率を料金に反映するというのはいかがなものかなと思うのですけれども、なぜにこの利用率を金額の算定基準として入れているのかお伺いをいたします。

(都市計画課長) 利用率につきましては、年間、上谷総合公園のサッカー場等につきましては、年末年始の休み以外につきましては357日稼働日数となっております。その357日が100%という形はございませんので、それを今までの利用形態等を含めてデータをとった形の中で、現在、昼間使われている形が年間40%の稼働率。ちなみに、テニスコートの夜間照明についての利用率が20%ということですので、おおむね30%程度の利用率が見込まれるという形の中で設定をしております。

以上でございます。

(細川) 今の質問、何でこの利用率を料金に反映をさせるのかということでお伺いをさせてもらったのですが。

(都市計画課長) 済みません。ちょっと足りませんでした。今回時間設定をしたのが6時から9時までの3時間が夜間照明で使われるだろうという形において利用率を掛けて計算すると321時間、6時から9時においての利用率が40%で使われるという見込みにおいて、基本料金部分を算出するために使用しており、また、利用料金の算定を行っているところでございます。

(細川) そうすると、基本料金の部分を利用率で割って、それでまずベースの金額を出した上で、この程度使われるであろうという消費電力等々を計算した上で、この料金設定がされていると。その基本料金部分を利用率でというところに使うがために利用率というご回答をいただいていたのですか。

(都市計画課長) 利用率等につきましては、特に基本料金につきましては、全灯をつけた段階での最大ピーク時を東京電力の基本料金にはね返すという設定になっていますので、そこに基づいて、まず利用率から全灯の照明の時間帯等を計算するという形になっております。

使用料につきましては電力量から算出する形になりますので、それは照明器具の電気料等から計算させてもらっております。

以上です。

（細川）利用率を金額に反映させるとなった場合に、では余り使われな
いところであると利用者の負担が大きくなって、逆に利用者が多ければ
多いほど安くなるというような形というのも、公共施設の観点から見た
ときに余りよろしくないのかなと。地域柄、やはり同じ鴻巣市としたと
きでも、旧吹上、旧川里、旧鴻巣と、やっぱり拠点拠点にこういった施
設があった場合には、できるだけ近い施設を利用しようだとか、あとは
使いやすい目的に合ったものを使おうというの、もうこれ当然だと思
うのですけれども、わざわざ遠いところで安いから云々というものでもな
いと思うのです。そうしたときに、地域格差というか、こっちは安いけ
れどもこっちは高いというふうになってしまうことが一番問題なのかな
と考えられるのです。ですので、そのあたりどうお考えなのかなという
ことで、最後ご質問させていただきます。

（都市計画課長）ちょっと過去までさかのぼると定かではないところは
あるのですが、基本的に利用料金の算定につきましては今と同じような
形でやっていると思われます。ただし、機種が違うために、皆さんご存
じだと思っておりますが、LEDのほうが消費電力が大分安く抑えられま
すよという形において、今回初めてサッカー場についてはLEDという形
になっておりますので、それによって単価が下がってくると。今既設の
照明手数料についてという形でいったときに、若干開きがございますが、
それは機種等によって消費電力等が違ってくるという形から、やむを得
ないのかなというところでございます。

以上です。

（細川）では、あともう一つ、これ別件でお伺いをさせていただきます。
今回LED照明を使われているということで、市内では初めてというふ
うに認識をしているのですが、こういった施設ですね。ほかの施設は別
の照明を使われていて、今やはりLEDのほうが当然消費電力としては
安いのかなと思っています。そうしたときに、他の施設、電球の入れか
えとか、設備の入れかえとか、当然お金のかかることですので、かなり
大変な作業になるかと思うのですけれども、利用者からしたときには少

しでも安くということが念頭にあるかと思うのです。他の施設として、そうした電球の入れかえとかというのは現在計画としてあるのでしょうか。

（都市計画課長）現在、公園の中の特にスポーツ施設においてまとまった器具がついているところについては、一応今のところその球も切れているような状況ではございませんので、まとまった工事になると思いますので、それはちょっと時期を見ながら進めていきたいと思います。小さな歩道的な話の1灯ぐらいの形であれば、球が切れた段階での入れかえだとかという形は行っていく形で考えております。以上です。

（細川）電球の交換とかをした場合、消費電力が下がったとか、そういった要因で料金の改定とかというのは、今後見込みとしてあるのでしょうか。

（都市計画課長）まとまった形の中でいったときに安くなるという形が想定されますので、またそのときは料金の改定を考えていきたいと思います。以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第93号 鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 18ページの土木総務費庶務事業、補償補填及び賠償金ということで、私も議員になってからこの議会で、6月議会、9月議会、今回、この全てにわたって専決処分ということで事故が起きたりしておりますが、今回のことなのですが、この事故になった原因というのが施設の状況によっての事故というふうなものになっているかなと思いますが、市としてどのような点検とか、また市にとってその原因とか、それと今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

(建設部副部長兼道路課長) 市のほうとしますと、道路事故が起きないように、いつも道路のパトロールは行っておりまして、まず職員による道路パトロール、ほか定期的に行っております。また、現場のほうへ行く途中時々、道路のほうを点検しながら、原材料、舗装材料等を持って現場のほう行ったりということを行っております。また、市民からの情報提供、こういったものが、大きな道路の欠陥と申しますか、瑕疵について発見する要因でございます。また、市職員に対しても、職員が700人近くいますから、職員にも呼びかけまして、こういう情報提供を求めていると。

それで、事故がないようにということで、そういった情報提供、あるいは発見された場合、即刻復旧するようということで、その日のうちに確実に発見された場合は補修を行っていると。今後につきましても事故のないように最善の努力をしていきたいというふうに私ども考えております。

以上でございます。

(永沼) 今は今回もタイヤの破損とか、そのような事故でしたが、もしも人身の事故ということで大きな事故になったとき、市としてもすごく大変な状況になってしまうと思うのです。そういった意味でも、本当に危機管理意識を持って点検業務を行ってもらいたいなというふうに思いますが、その点お伺いいたします。

(建設部副部長兼道路課長) 現在のところ、人身の事故というのは大きなものはございませんが、確かにたとえ小さな穴であっても大きな事故につながるものが十分に考えられますので、市といたしましてもその辺は細心の注意を払いながら、事故のないように最大限努力していきたいというふうに考えております。

(永沼) 最後にですけれども、賠償金の算定の仕方なのですけれども、これって市が100%悪いということを出されているものなのか、それとも相手の不注意も加味されて、その率で計算されているものなのか、その辺、今回の賠償金についてお伺いいたします。

(建設部副部長兼道路課長) 今回の事故につきましては道路管理者の瑕疵ということで、100%道路管理者が負担しているということでございます。状況によったら過失相殺というものもあるのかなと思いますが、今回に限ってはそのような100%道路管理者の瑕疵というふうに、保険会社とも打ち合わせしながら判断したということでございます。以上でございます。

(永沼) どのような状況で100%市が瑕疵になると判断されたのか、ちょっとその辺が詳しく見えませんが。

(建設部副部長兼道路課長) これにつきましては、まず事故等賠償金が発生するような場合、連絡をいただきますと、即刻現場のほうを把握すると同時に、保険会社のほうにその旨報告します。そういった中で、やりとりの中で、これは道路管理者が悪いということを保険会社から聞いて、鴻巣市のほうの負担で、管理者の負担で行っているという状況でございます。

(細川) では、番号順に、順次ちょっと質問をします。まず、18ページ最下段の土木管理費のところなのですが、賠償金等々に

関してどうこう言うものではなく、事故に対して、普通の企業であれば従業員に再発防止とったりだとか、グループ内でどうこうするというようなことがあるかと思うのです。こういった事故を起こす側として、以前も車にぶつただとか塀にぶつただとかという形での報告上がってきているかと思うのですが、そうした場合に部内、課内でどういった職員教育をされているのか教えてください。

（建設部副部長兼道路課長）我々としても職員が現場へ行って作業をやるほかに、当然行ったり来たりの交通環境の中でいろんな対応をしておりますが、その時々において安全に対しては十分注意してくださいと、あるいは作業中どこか車を転回する場合については、助手の方がいればおりて誘導するなり、そういう方策をしてくれというようなことを常々話しておりますし、また現場へ行くときは必ず、道路課としますと交通担当というのがこの4月から機構改革で一緒になりましたけれども、やっぱり特に交通事故等については最大注意してほしいということで、注意のほうは行っております。また、道路の瑕疵についても、職員のほうで業務のほかに日常生活においてもそういうところがあれば、即刻直すような手配をしてほしいというようなお話のほうはしております。以上でございます。

（細川）安全教育、当然のことだと思うのですけれども、民間企業ではなくて、公の立場の方として、やっぱり人の模範にならなければいけないかと思うのです。なので、事故を起こさないというのは当然なのですが、起きてしまった後、今後2度3度起こさないような体制づくりというのを、外に出ていくことの多い道路課の皆さん、建設課、そのほかのところに関しても同様に展開をお願いできたらと思います。

次に、今度19ページの道路維持費のほう、1点お伺いをします。修繕用の材料費で、工事がふえたことによって材料費計上させてもらうということで答弁あったのですけれども、工事がふえたことによってというのは、当然ほかのところの金額もふえたからここもふえているというふうな認識でよろしいのでしょうか。

（建設部副部長兼道路課長）この修繕用材料ですか、やはり社会資本と

しての老朽化が結構進んでいるということで、道路の舗装、あるいは排水構造物、あるいは道路の路肩の修繕であるとか、そういったものが確実に少しずつふえてきているということが大きな要因かなというふうに考えております。

以上でございます。

（細川） そうすると、材料費だけ計上されているということは、施工費等々は増減がないというふうに解釈をするのですけれども、実際にこの材料費だけで、材料を購入したら、それは職員の方が作業をするというような解釈でよろしいですか。

（建設部副部長兼道路課長） これにつきましては、道路課では10名の現業職員がおりまして、その職員が道路の補修、あるいは我々一般職のほうも道路のそういった欠陥があれば出て、そういったこの材料を使って部分的な復旧等は安全対策を講じていくということであります。

以上でございます。

（細川） そうすると、当初想定していたものよりもはるかに多くこういったのがどんどん出てきているということが背景にあるのが原因なのですか。

（建設部副部長兼道路課長） これにつきましては、はるかにというより、やっぱり事故を減らそうという意識も職員も皆強くなっていますので、なるべくこの材料を、事故を減らすように向けて、意識の高まりも少しはあるのかなと我々考えておるところでございます。

以上です。

（細川） では続いて、4項の都市計画費のほうでちょっと1点だけお伺いをします。台風18号で水没して、土砂の撤去ということでおっしゃっていたの、どのような作業を実際されたのか教えてください。

（都市計画課長） グラウンドのほうに2センチぐらいの汚泥みたいな形の土砂が堆積しましたので、それをならしながら、寄せながら、土砂の搬出等を行ったという形の工事でございます。

あと1点、多目的グラウンドのほうにつきましては素掘りも大分埋まりましたので、素掘り水路も埋まりましたので、素掘りの水路復旧という

ような形で土砂の搬出を行っております。

以上です。

(細川)では、5項の住宅費のほうでお伺いをします。修繕料として600万円計上がされて、リフォームであったりだとか、あとは修繕等々ということなのですが、具体的にここだよとかというのはあるのでしょうか。

(建築課長)今回600万円の補正をいただきまして、まず登戸団地の給水のためのポンプ修繕、こちら高架水槽がございません。受水槽から加圧をいたしまして各戸に供給するタイプのポンプ2基、加圧給水ユニットの交換修繕、これをまず予定をしているところでございます。また、松原団地の非常用のハッチが老朽化しておりまして、こちらの修繕、また新規入居者のリフォーム代、これ新規入居者を受け入れるためのリフォーム代として施工させていただきたいなど、このように考えております。以上でございます。

(細川) そうすると、費用の内訳として、どちらかという設備にかかるお金のほうが大きいものですか。ポンプを入れかえたりだとか、給排水のほうを見たりだとか、室内というよりも、どちらかという建物全体に影響するような工事をするがための予算と考えてよろしいですか。

(建築課長) 委員おっしゃるとおり、建物全体にかかる修繕も行ってありますが、金額がかさんでしまいますので、その分は金額は大きくなります。また、リフォーム代のように金額が比較的小さな室内修繕なども実施しています。

以上でございます。

(細川) かなり市内の市営住宅の中で老朽化してきているものも多数あるかと思うのです。今回は給水ポンプ等々ということなのですが、ほかのかなり年期が入ったと言ったらおかしいですね、年代の古いものの施設でそうした入れかえが今後必要であろうと考えるもの、どの程度あるのでしょうか。

(建築課長) 鴻巣市では、鴻巣市の公営住宅の長寿命化計画を定めまして、これに基づきまして平成35年度までの改善計画を立てて施工するという計画がございまして、これに従って整備をしていきたいと考えており

ます。

済みません。先ほど委員のほうから具体的というお話がございましたので。当面平成28年度、来年なのですが、こちらにつきましては人形町団地の給水管の改善、これ長寿命化計画に基づきまして計画をしているところでございます。また、その先の工事になりますと、予算等の、あとは補助金等の関係もございまして、当面来年度につきましてはそういった形で進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第98号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 平成27年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（永沼）歳出の一般管理費、補償補填及び賠償金なのですが、地下埋設物があったということで、それによって借家家賃の賠償金等を補償するというような内容でした。まず初めに、区画整理事業による補賠償内容というのはどのような内容になっているのか、それをまずお聞きしたいと思います。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）今回の賠償金の内訳としましては、基礎工法変更増額ということで、基礎工法については当初建物の基礎部分、布基礎ということで計画をしておったわけですが、今回地盤を掘削し、脆弱ということで地盤が緩くなったということからベタ基礎に変更したというのがあります。あと、基礎を確実なものにするということで、地質調査の再調査、その調査費分ということで、合わせまして27万円。また、今回家賃負担ということで、住宅のほか、この方が自営業をされておりますので、貸し倉庫も合わせて3カ月分の家賃負担額ということで27万円。合計54万円の賠償金となっております。

（永沼）換地先の地下埋設物の調査というのは、換地する前に市で事前調査って行わないものなのをお伺いします。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）当然仮換地を指定する前に、今お住まいの方にそういった埋設物もしくはそういった不法投棄がないかどうかというのを確認しまして、仮換地の指定ということで従前の土地から換地先へ移動するという手続をとってございます。

（永沼）今おっしゃったのは、市でやるのではなくて、移転する換地される方が調査するということよろしいのですか。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）調査につきましては、当然市が管理すべき土地については市のほうが調査するというので、あと事前に実はお住まいの方からそういった不法投棄がないのかとか、もしくは以前にそういった何か埋設物がないのかどうかというのを聞き取り調査で行った後に、そういった埋設物はないというのを確認して、そういった手続を行っております。

(永沼) 私がお聞きしたいのは、地下埋設物が後になってわかったということで、それによって今まで借りて住んでいたところの期間が長くなったということだったと思うのですが、もともと事前に埋設物が調査してしっかりわかっていれば、このようなことがなかったのではないかなというふうに私ちょっと思ったのですけれども、このようなことって逆に事前調査してわからないものなのではないでしょうか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 実はこの案件につきましては、昭和55年11月に会社が倒産をいたしまして、その関係で上のほうに載っています建物については全て撤去されておりました。しかし、地下に埋設されている基礎とか、もしくは浄化槽等が残ったまま全て整地された上で今回わかったものですから、年数がたっていることから、事前の聞き取り調査でも確認できず今回賠償ということになってございます。

(永沼) 会社のその撤去したものというのは、区画整理事業による補償ではないのですよね。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 今回相手に、補償するにしましても倒産してございまして、補償する相手がおりません。なおかつ区画整理事業のほうで賠償の保険に入っておるわけですが、そちらの対象となりますのが、例えば損害賠償につきましては市が管理する施設に起因する偶然な事故により身体の障がい、財物の損壊ということで、そういったものがある場合に、今回区画整理事業で入っている保険が対象になりますので、今回は賠償金という形で市が負担するような形でとらせていただいております。

(細川) 同じところなのですが、先ほどもとの所有者に口頭で大丈夫ですかという確認を行ってというふうにおっしゃったかと思ったのですが、市の方で調査するべきものは調査をすると。所有者がいて、その方に聞いて、大丈夫だよということであればやらないというふうに認識したのですが、それでよろしいですか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 実は北新宿区画整理事業でございまして、認可をとりましたのが平成7年でござい

ます。今回の案件につきましては昭和55年11月に倒産ということで、この施設を閉鎖してございますので、当然付近の方には市が仮換地を指定する前に確認をしておるのですけれども、そういった倒産もしくは地権者の変更ということで、確認できなかったということで今回の案件になってしまったものでございます。

（細川）通常の買収だとか、そういった区画整理、再開発、どれをとってもそうだと思うのですけれども、その場合というのはこんなことは起こらないのが通常だと思うのですけれども、間違いはないですか。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）実際仮換地指定をしておりますのが大体7割ぐらいしかまだしておりませんので、残りの3割ぐらいをこれから仮換地指定していきますので、当然そういった住民からの聞き取り調査をして、撤去していただくものは地権者の方に撤去していただく、そういった考えで事業を進めていきたいと考えております。

（細川）当然その中で出てきた場合というのは、市のほうでの負担ではなくて、旧所有者のほうでそういった残存物の撤去等々を行うのが、市民であれば当然だと思うのですけれども、今後そういった場合は旧所有者のほうで全て処理をするというふうに認識をしてよろしいですか。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）これから仮換地対応しまして、そこから発見された場合には所有者の方に撤去していただくということで考えております。また、地権者の方から減歩という形でいただいた保留地があるわけですが、もしくは道路用地、そういったところから埋設物が発見された場合には市の責任で撤去していきたいと考えております。しかし、不法行為、そういったものが判明した場合には、当然相手方に請求していきなり、この限りではないということをお願いしたいと思います。

（細川）あとは、もう既に仮換地指定されているところで、口頭のやりとり、実際に調査をして、ないよというものに関しては問題ないと思うのですけれども、口頭で確認しているものというのがまだ別に存在をしていて、かつそのところ、当然上物とか何も建っていなければ、調査

可能だとは思いますが、そういった案件に関してはどうされるのでしょうか。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）現在仮換地をしていないところで埋設物があるだろうというところが2カ所ございます。これは、当然所有者の方に撤去していただくということで市は考えてございます。

（細川）もう既になっているもので、口頭で埋まっていないよね、大丈夫ですと言ったところがあるのか、ないのか。もしあった場合に、今後どうするのかということで、再度お伺いします。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）今得ている情報の中では、埋設物は今のところないということで聞いておりますので、市は今後も仮換地指定をした先からの埋設物が不法行為の場合は撤去しないという考えでおります。

（秋谷）ちょっと教えてもらいたいのですけれども、この時期に繰越金が4,949万3,000円出るというのはどういう理解をしたらいいのでしょうか。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）実は、26年度におきまして保留地処分金を2億3,000万円予算計上してございました。その中で、なかなか土地が売れないという状況がございまして、3月議会にて減額補正をさせていただいたわけですが、その議会中の2月から3月にかけて急遽土地が売れ始めまして、ちょっと見込み違いというのもあったわけですが、その分が保留地処分ということで売れた分が今回の繰り越しとなっております。

（いい話なんだから説明してくれればいいのに。説明なかったよね。いい話なんだから説明すりゃいいのに。はい、終わりの声あり）

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第99号 平成27年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時53分)



(開議 午後1時56分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第101号 平成27年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(細川) 済みません。ちょっとそもそも論で申しわけないのですが、なぜこの時期にこれでこの金額補正をかけて、どのような流れになるのでしょうか。今年度、来年度ということで債務負担の期間が設定されているのですが、年度当初からスタートするならわかるのですが、年度の途中でこうしたものが出てくるというのが何でなのかなと。

(水道課長) これにつきましては、実際の契約上の調達期間については4月1日からなのでありますが、これ次亜塩素酸につい

につきましても通年行うもしくは調達するものでありまして、4月1日以前、ですから前年度中に入札をして、業者を選定しておく必要があるということで、債務負担行為をとった上でそういった契約業務に着手するというございまして、27年度の3月までに契約を終えて、4月1日から調達できるような準備行為の期間も含めておることから、こういった債務負担行為を設定するものです。

(細川) そうすると、今回のこの2つの事項に当たっては、来年の4月、28年の4月から実際に動き出すものというふうに認識してよろしいですか。

(水道課長) はい、そのとおりでございます。

(秋谷) ちょっとつかぬことをお伺いしたいのですけれども、昨年度の予算、決算とか持ってくればよかったのでしょうかけれども、どうなのでしょう、次亜塩素酸ナトリウムを買うにしても、保菌検査をするにしても、その契約自体というのは年々の推移としてどうなのでしょう。上がっているのでしょうか、それとも現状維持でいっているものなのでしょうか。

(水道課長) まず、次亜塩素酸ナトリウム購入費でございますが、次亜塩素酸ナトリウムの単価についてはほぼ増減ございません。

一方、水質及び保菌検査業務委託につきましても、合併以来業者が3回ほどかわっておりまして、その都度逆に下がる傾向にあります。

以上でございます。

(秋谷) そうすると、逆に次亜塩素酸のほうで聞きたいのですけれども、これは水のたしか処理に使う薬剤だったと思いましたがけれど、毎年毎年有収水量というのですか、売っている水道の量は減っているわけではないですか。そうすると、このナトリウム使う量自体もやっぱり減っているのでしょうか。

(水道課長) 使用量は、おっしゃるとおり、実際に自己水源の需要自体が配水量の減等に比例しましてやはり減っておりますので、使用量については減っております。

(秋谷) そうすると、単位、グラムというのかキロの値段は変わらなく

ても、では毎年毎年契約の額自体はやっぱり落ちていっているという理解でいいのですか。

(水道課長) この次亜塩素酸ナトリウム購入費の契約は単価契約でございますので、10キログラム当たりの単価契約をしておりますので、使用しなければ、実際に納めた量に応じて料金を払うという形でございますので、量が減れば、当然支出も減ると、そういった単価契約になっております。

以上です。

(秋谷) まずは1つだけ。この次亜塩素酸ナトリウムって、たまたま私何かで見て初めて知ったのですけれども、すごく管理するのが難しい薬剤だというふうな知識をちょっと得てしまったものですから、常日ごろこの次亜塩素酸ナトリウムはどういうふうに管理されているものなのでしょう。

(水道課長) 議員おっしゃるとおり、やはり次亜塩素酸ナトリウムにつきましては特に温度の変化、夏場の高温等で成分が劣化します。特に温度が高くなればなるほど劣化しますので、頻繁に入れるように、余り多くの量をストックしておかないようにしております。やはりそういった劣化が起きますと、塩素酸というこういった、今度は水質基準に一、二年前からですか、新たに基準が設けられました。そういった塩素酸の濃度が高くなる傾向にどうしてもございますので、次亜塩素酸ナトリウムのストックしている部屋につきましては一年中エアコンを入れまして、一定温度に保つようにしております。

以上です。

(阿部) 非常に漠然とした質問なのだけれども、きょうの水道はやけに臭いなというようなことが昔多々あったのだけれども、最近はそういう臭い日もあれば、余りにおいのしない日もある、そういったことというのは最近ことごとく少なくなったのかな。

(水道課長) 私もそんなに昔からやってはいないのですけれども、昔はどちらかという人間がかかわる、そういった塩素の添加とか、そういったものがほとんどだったと思うのですが、今はほとんど全て水質の自

動監視装置だとか、あとは浄水場で常時塩素の濃度を監視しております、それによって添加量も調整して、一定の塩素濃度で浄水場から配水するようにしておりますので、現在はそういった濃度のばらつき、こういったものは昔と比べると随分安定してきているものだと考えております。

以上です。

(阿部) 何でそういうふうにそういうことを聞いたかという、私のところは自家水なものですから、たしか昔はそういうにおいに変化があったという記憶があったものですから、だから今もそういうことがあるのかどうなのか、それで改めて聞いてみた。ないということであれば、それで結構です。

以上。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第101号 平成27年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 平成27年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第1号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 今のご説明ですと、下水道雨水管渠対策工事の重さに対応できないような管が入っていたというような内容だったと思うのですが、それというのも初めからの設計から間違っていたという意味なのか、工事施工者が間違っを入れてしまったのか、それはどちらなのかちょっと教えていただきたいというふうに思います。

(下水道課長) こちらの工事につきましては、当初設計コンサルタントが入って設計を行っております。そういったところ、工事を発注しまして、現場サイドに入りました。ところが、現場条件、特に地下水、こちらのほうが非常に高く、当初の設計では難しいということで、工事業者、そして市が協議の上、4月でこちらの検討を再検討したというふうな経緯でございます。

(永沼) 設計コンサルタントというのは市の発注で当然行っていると思うのですが、設計コンサルタントそのものがちゃんとした土質というか、そのような把握はされていなかったのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

(下水道課長) こちらの工事につきましては、3カ所のボーリングデータ、そちらを使用して設計を行いました。ところが、やはり先ほど申し上げましたように、発注後現地の調査及び試験掘り等を行ったときに、当初計画した設計ではできないということで変更を行ったところ。ちょっと方法を変えたということです。

(永沼) 要するに設計業者が悪いのではなく、市が悪いということで予算立てて今回やったという意味でよろしいのですよね。

(下水道課長) 委員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。

(阿部) 8ページのこの建設改良費の1、管渠建設費、そしてこの説明書きのほうの函渠の函の字が違っただけけれども、管と函の違いというのは何なのか。ただ、管渠建設費と書いてある管渠のほうで建設費をうたっておきながら、函のほうになっているのは一体どういうことなのか。

(下水道課長) こちらにつきましては、1目の管渠の渠は丸い管、それから四角い管、それらをまとめた形の管渠になっています。今回の対策工事のほうの函渠のほうは函ということで、ボックスカルバート、そちらの函を対象としています。

(阿部) では、最初から函渠の建設費にすべきではないのかなと思うのだけれども、違うのか。

(下水道課長) こちら当初予算の予算項目どおりになっています。したがって、今回はたまたま函渠のほうが………になっていますが。

(わかったの声あり)

(細川) ちょっと仕事の流れにおいて確認をさせてください。今のご説明だと設計のほうに委託をして、戻ってきたものを施工業者に頼んだと。そこで問題があって、今度間に入っている市と協議をして、市のほうからこれでやれやということで業者のほうには指示を出した。その段階でもう一度再設計をしたりとかというような、今回は強度の問題だと思うのですけれども、そういった問題が当然想定できるところだと思うのですけれども、なぜに段階を踏みながら進めないのか。これが一般的なやり方なのだよというのであればそこまでなのだと思うけれども、そのところだけちょっとお伺いいたします。

(下水道課長) こちらの再設計につきましては、当然コンサルのほうに話というか設計を行って、再度行ってもらっています。ところが、市あるいはコンサルが念頭に入れたのがボックスカルバートの中の水、水重です。水の量、水の重さをカウントしなかったことを会計検査院のほうは指摘したところではあります。会計検査院としては水の重さもカウントすべきだろうと。しかし、我々はカウントをしていなかった、そこでの差異が発生したと、そういう話でございます。

(細川) そうすると、今までの市としてのこうあるべきだという考え方で国のほうの考え方が違うということですね。何かそれルール化されたものとかってないのでしょうか。

(下水道課長) 設計するに当たりましては、当然基準書がございます。その基準書にのっとり設計は行っております。その基準書の考え方、

捉え方が違ったというふうな形に今回なりました。我々の主張する考え方と会計検査院が指摘する考え方に違いが発生したということです。

（細川）そうすると今後は、当然今回やり直しをするということであれば、国の考え方に沿ったやり方に変えるかと思うのですけれども、もう終了している工事で、もしくは現在進行形の工事でそうした当初の市の考え方で進んでいる事業というのは把握できているのでしょうか。

（下水道課長）こちらの工事につきましては、先ほど申し上げました平成25年度の工事でございます。その後同じような工事は今のところはないというふうには思っております。

（細川）安全であれば全く問題はないですし、今後そうした住んでいる方、それからその周辺等々に迷惑かかれば何ら問題ないと思うのですけれども、そうしたものって安心安全という部分に関しては担保できていると思ってよろしいですか。

（下水道課長）実質のところを申し上げますと、今自体でも我々は安全だというふうには認識しております。だがしかし、今回国庫補助事業で補助金を交付したところ、あるいは会計検査院等の指摘によって市の考え方が違うというふうに指摘されたものですから、決して今の段階でもよろしくない、現地もそうなのですから、そういうふうには思っています。

（細川）今回補助金が出ている以上はその言うことを聞かなければいけないというのも理解できるし、そのためにこうやって修正をしましょうというのもわかります。ただ、今のもともとの市の考え方でも大丈夫だということであれば、今後はもともとの市の考え方で全ての事業を行っていくのですか。それとも、補助金が出る場合にはその意向に沿ってやって、その他の市独自の事業に関しては従来どおりの考え方でやると考えてよろしいでしょうか。

（下水道課長）今回の反省すべき点は、やはり会計検査院、国が認めた基準書を使いなさいというふうな指摘でございましたので、当然交付金等につきましてはそれを使わないと今後いけないというふうには思っております。だが一方で、市単独事業費においては、いろいろなマニユ

アルとかがございます。そういったものも、これ国土交通省にも確認したのですが、使ってはならないとは言い切れないというふうにも言っておりますので、その状況に応じた形で考えていくというふうに思っています。

（細川）実際に今回市のほうでもともとやっていた工事があります。国のほうから指摘を受けたやり直しのものと、やっぱり金額的には大分差があると思っていいたいのですか。

（下水道課長）そのとおりでございます。国の基準でいくと相当な費用が投下されます。市の考えでいくと、費用的にはコストは低いということです。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第102号 平成27年度鴻巣市下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちましてまちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告の作成につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 2 時 2 4 分)